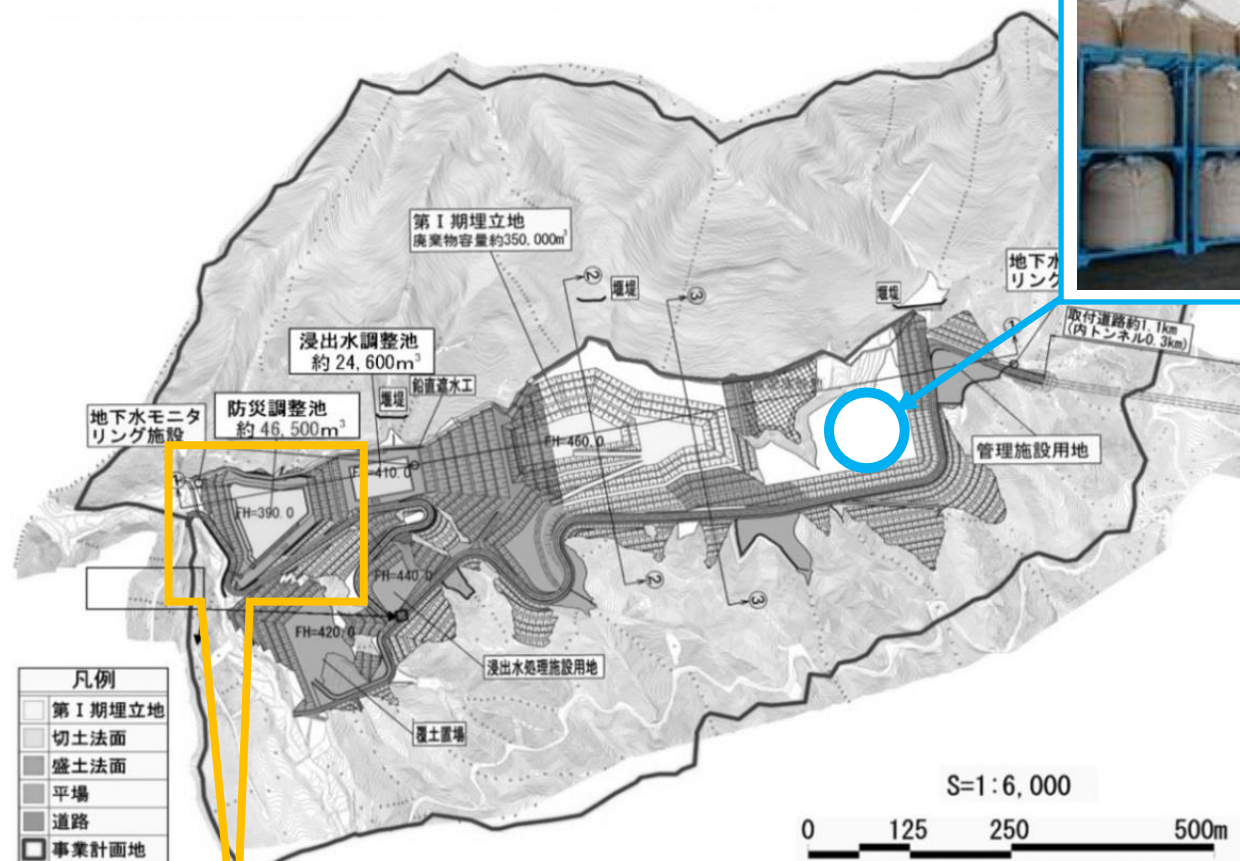


【恵下埋立地（仮称）建設現場におけるダイオキシン類を含む燃え殻の処理について】

位置図（計画平面図）



＜一時保管場所のイメージ写真＞



＜燃え殻を確認した経緯＞

- 平成 28 年 5 月 恵下埋立地（仮称）建設工事の現場作業に着手し、除草、樹木の伐採、作業用道路の造成等を開始
- 8 月 防災調整池の建設予定場所付近を除草したところ、廃タイヤの燃え殻の存在を確認
- 9 月 燃え殻の一部を成分分析したところ、管理型の最終処分場（出島等）で埋立処分できる判定基準（以下「埋立判定基準」という。：3ng-TEQ/g 以下）を超えるダイオキシン類が含まれている燃え殻が存在することが判明
- 10 月 燃え殻の存在区域（周囲を含む）で 10m 毎のサンプリング調査を開始
- 12 月 燃え殻の範囲と概ねの量を特定

[全体]	
・範囲	約 3,300 m ² (左下図 赤色の点線で囲った区域)
・深さ	約 1.0m～3.3m
・撤去が必要な量	約 5,600 トン
[全体の内、埋立判定基準を超えた燃え殻]	
・範囲	約 1,600 m ² (左下図 赤色で着色した区域)
・撤去が必要な量	約 4,000 トン

＜燃え殻の処分方法・作業手順＞

① 埋立判定基準を超えた燃え殻

- ア 掘削し、袋詰め
- イ 袋詰めした燃え殻を、建設工事区域内の工事に支障にならない場所で一時保管し、順次、中間処理施設に運搬
- ウ 中間処理施設で熱処理又は溶融処理等により無害化した上で処分

② それ以外の燃え殻

県出島処分場に運搬し、埋立処分

＜安全対策＞

- ① 燃え殻の飛散や降雨による流出を防止するため、埋立判定基準を超えた燃え殻の掘削・袋詰めの作業場所及び一時保管場所に屋根付きテントを設置（一時保管場所は底面をアスファルト舗装し、袋はパレット等の上に保管）
※ イメージ写真等参照
- ② 燃え殻の存在する区域の周囲に、集水溝を設置し、燃え殻に触れた水を下流の水槽に集め、環境省の指針に基づき、浮遊物質濃度（SS 濃度）が 10 mg/L 以下となるよう凝集沈殿処理を行った上で河川に排水（左下図 集水溝（黒矢印）、水槽（ピンク））
- ③ 地下水（観測井戸新設）及び河川の水質を監視（左下図 赤丸）
- ④ 中間処理施設及び県出島処分場への運搬に際しては、燃え殻が飛散しないよう、運搬車両の荷台をシートで覆う

＜処分スケジュール＞

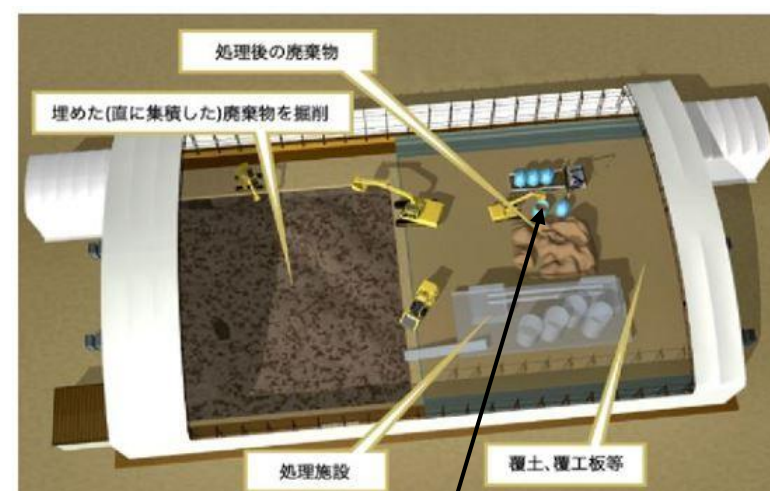
① 埋立判定基準を超えた燃え殻

- ア 準備でき次第、掘削、袋詰め、一時保管場所への移動に着手
- イ 来年度から、中間処理施設への運搬、無害化処理、処分に着手（工期 約 1 年間）

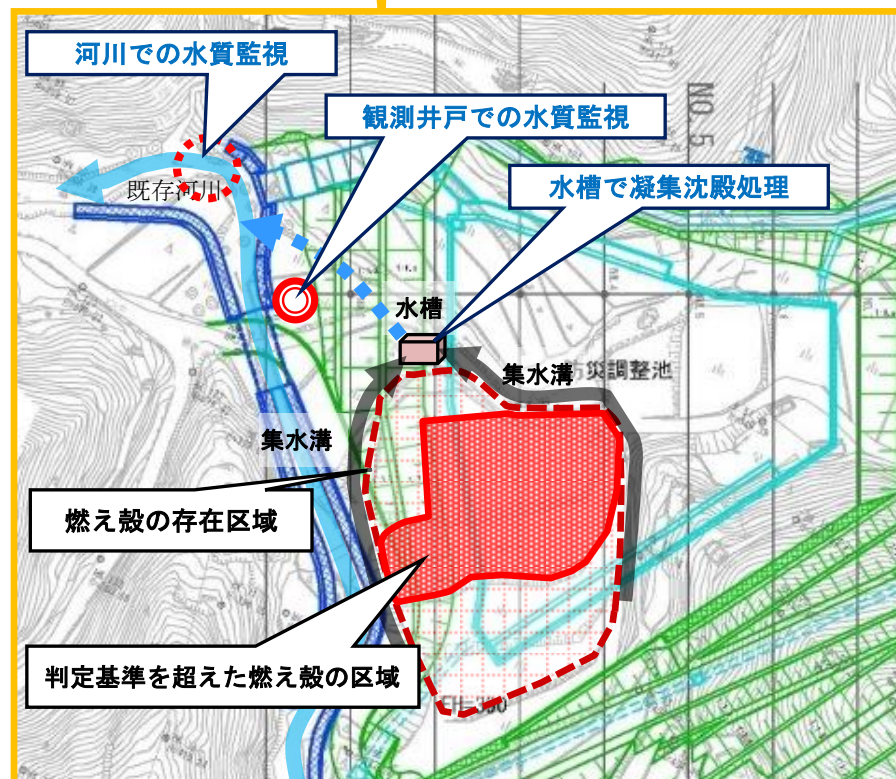
② それ以外の燃え殻

準備ができ次第、県出島処分場に運搬し、埋立処分

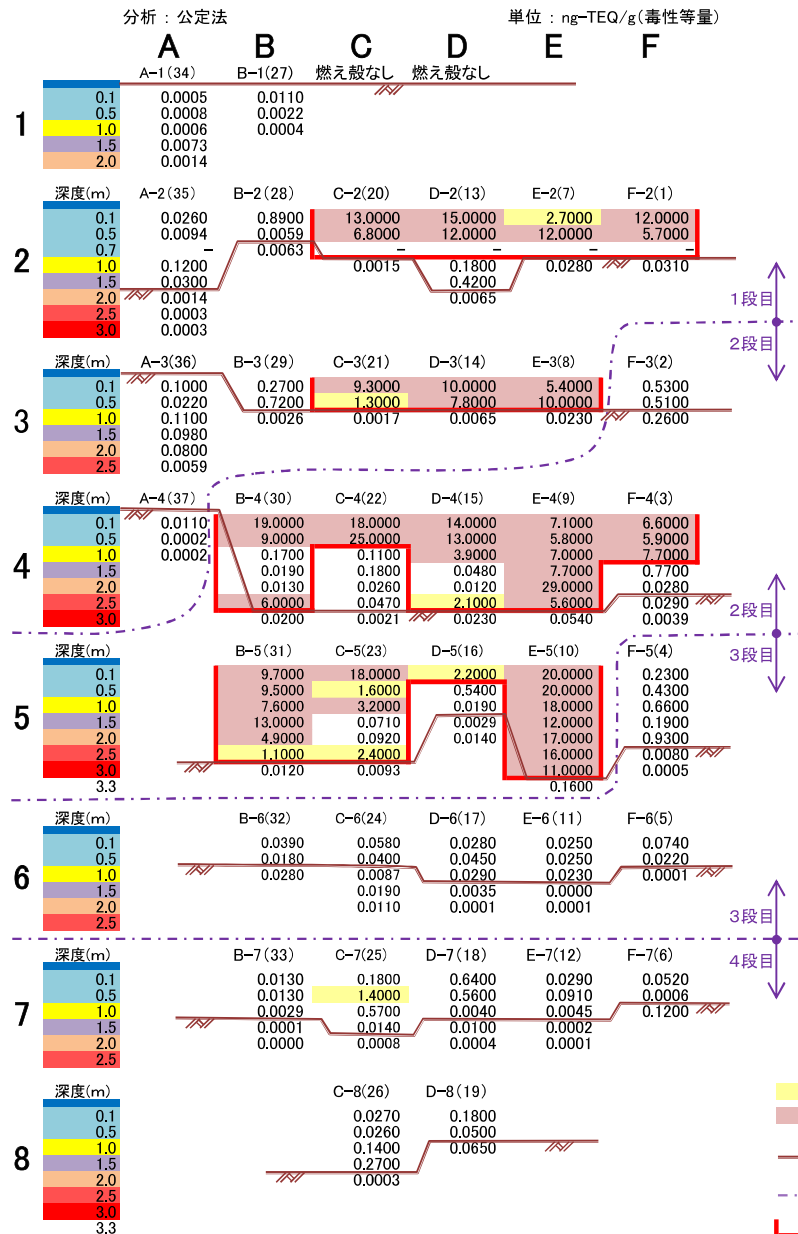
＜掘削・袋詰め作業場所のイメージ図＞



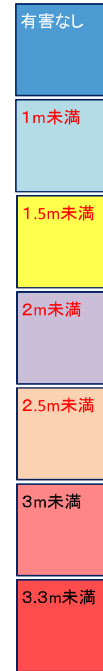
＜廃棄物集積袋＞



【詳細調査(10m毎のサンプリング調査)によるダイオキシン類の分析結果について】



【左図の凡例】



【右表の凡例】

